

企業版公園愛護会募集要領

1. 目的

福岡市公園愛護会制度実施要綱第19条第2項の規定により、公園愛護会のサポート等の活動を行う企業・団体（以下「活動団体」という。）の募集に必要な事項を、以下のとおり定めます。

2. 参加資格

次のすべての項目に該当する活動団体とします。

- (1) 福岡市の公園の近隣に事業所を有する企業・団体であること。
- (2) 福岡市税を滞納していないこと。
- (3) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- (4) 特定の個人や団体の政治活動または宗教活動を著しく助長するおそれがないこと。
- (5) その他公序良俗に反する行為または重大な法令違反がないこと。

3. 参加手続き

参加しようとする活動団体は、企業版公園愛護会登録申込書（様式第1号）を提出してください。提出された内容を審査の上、認定された活動団体には企業版公園愛護会認定証（様式第2号）を交付します。

4. 活動公園・活動内容

- (1) 活動公園：原則として、活動を行う社員・職員等が主に勤務する事業所の近隣にある公園
- (2) 活動内容：活動公園において、清掃等の美化活動（概ね月に1回以上）

※既に公園愛護会が活動している場合は公園愛護会長（活動していない場合は町内会長等）の了承が必要になります。

5. 参加申込内容の変更

参加申込の内容に変更が生じた場合は、速やかに企業版公園愛護会変更届出書（様式第3号）を提出してください。

6. 認定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合には活動団体としての認定を取り消します。

- (1) 参加申込の内容等に虚偽が認められた場合
- (2) 活動団体として適当でないと認められる場合

7. 認定の解除

活動をとりやめる場合は、とりやめる日の1か月前までに企業版公園愛護会認定解除届出書（様式第4号）を提出してください。

8. 認定証の返却

「6. 認定の取消し」の規定により認定の取消しを受けた活動団体及び「7. 認定の解除」の規定により認定を解除した活動団体は、速やかに認定書を返却してください。

9. 安全等の確保

自らの責任において活動を行い、事故等が発生しないよう安全の確保に努めてください。（「福岡市市民活動保険制度」は適用されませんのでご注意ください。）

活動団体の安全確保のために必要があると認める場合は、活動を停止するように指示することがありますので、その際は指示に従ってください。

また、活動にあたっては、町内会等をはじめとする地域住民や既に活動している公園愛護会に十分配慮しながら取り組んでいただくようお願いします。

10. 企業版公園愛護会に対する支援

活動団体に対して、別途定める支援を行います。

11. 提出先・問い合わせ先

住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課（管理運営係）

TEL：092-711-4407

Mail：midoriunei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp